

Ⅱ 緊急事態発生時の危機管理

1. 基本的対応

(1) 校内危機対応組織

○緊急事態発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。

○危機対応には、危機管理を担当する組織（対応本部）と心のケアを担当する組織が必要である。

【例】

☆組織

	役 割 分 担			担 当
総括	責 任 者		全 体 指 揮	① 校長 ②教頭
危機 管 理	①	学校安全 (危機管理)	学校安全担当	教頭、生徒指導主事、保健・安全主任 ※教育委員会職員
			情報管理担当	教務主任、進路指導主事
			庶務担当	事務長（事務室）
	②	報 道	報道担当	校長、教頭、教務主任 等 ※教育委員会職員
	③	保 護 者	保護者担当	教頭、学年主任
			個別担当	担任等
ケ ア	①	学 年	学年担当	学年主任（教務主任）、担任、副担任
	②	ケ ア	ケア担当	学校医、養護教諭、教育相談担当 等

☆役割

区 分	内 容
責任者	・ 事案の全体把握と対応決定 ・ 警察、教育委員会との連携 ・ 被害者、被災者への対応 ・ 保護者対応、報道対応 等
学校安全 (危機管理)	・ 最新情報の把握 ・ 学校内外の安全状況の把握 ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・ 報告準備 ・ 記録（時系列）の整理 ・ 食事等補給 等
報 道	・ 報道対応準備
保護者	・ 当該保護者への状況説明 ・ 全保護者への緊急連絡網による不安軽減 ・ 緊急保護者会や通知文の準備 等

学 年	・被害児童生徒等への付き添い、見舞い ・学年児童生徒等の状況把握と不安軽減 等
ケ ア	・応急手当 ・学校医・医療機関等との連絡調整 ・ハイリスク児童生徒等の把握（ケア会議） ・教育相談等のケア活動 ・長期的ケアの計画 等

（２）緊急時の連絡体制

- 迅速・確実な連絡体制を整備する。
 - ・教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示しておく。
 - ・校内及び関係機関等への連絡系統をフローチャート等にまとめておく。
 - ・避難訓練等で、連絡体制についても確認する。
- 適切に対処する。
 - ・警察、消防、教育委員会等への連絡すべき事項の文例等（５ＷＩＨを基本）を明示する。
- 関係保護者へ迅速に連絡する。
 - ・緊急事態発生の第一報入手後、５ＷＩＨに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
 - ・加害児童生徒等がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
 - ・校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、解決に向けて支援する。

（３）避難・登下校の対応

- 避難誘導の方法や経路等を明確にする。
 - ・児童生徒等を発生源から遠ざけ、安全な場所へ誘導し、生命の安全を確保する。
 - ・児童生徒等が悲惨な状況を見ないように配慮する。
 - ・校内放送等の指示により、定められた場所へ、迅速かつ安全に避難する。
 - ・避難経路は、災害時に本当に安全か、十分に確認しておく。
 - ・名簿により、確実な人員把握をする。
 - ・避難場所で、児童生徒等の不安の軽減を図る。
 - ・想定される災害ごとに、児童生徒等への指示事項を明確にする。
- 緊急時の児童生徒等の登下校対応について明確にする。
 - ・緊急事態発生時は、児童生徒等の登下校について、特に留意する必要がある。
 - ・災害時は、保護者またはそれに代わる人へ児童生徒等を直接引き渡し、引き渡し証等で記録を残す。

（４）児童生徒等・保護者への対応

- 緊急事態発生時においても、保護者と十分な連携を図る。
 - ・個人情報等に配慮しながら、正確な情報を提供し、学校等の今後の対応を説明し、児童生徒等・保護者の不安を軽減する。
 - ・事後対応への協力を仰ぐとともに、個別相談等に積極的に応じる。
- 重大事故は緊急集会（児童生徒等・保護者）等により、児童生徒等・保護者へ説明する必要がある。
 - ・重大事故発生時は、早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は、ＰＴＡ会長等の協力の下に実施する。
 - ・緊急児童生徒等集会では、事故の概要、学校の思い、相談窓口等について説明する。
 - ・緊急保護者会では、事故の概要、児童生徒等の様子、学校の思い、家庭での児童生徒等への配慮事項、相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。

(1) 不審者侵入時

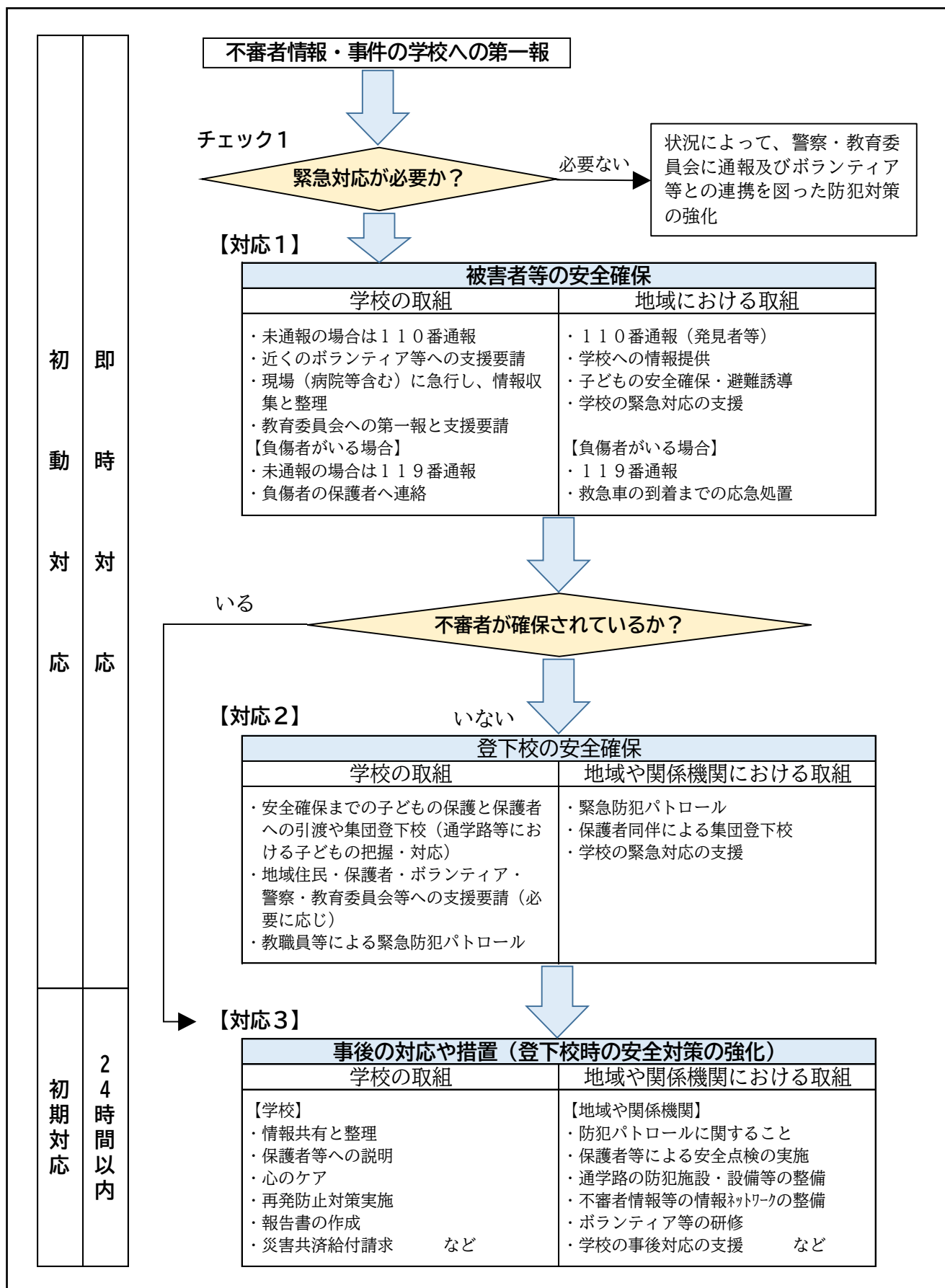


☆不審者侵入時対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	・児童生徒等の安全確保を最優先させる ・危機管理マニュアル等に基づき、侵入者の動向を把握するとともに、児童生徒等の安全な避難誘導に努める
2	教職員への緊急連絡及び警察などへの緊急通報	・火災報知器、携帯用防犯ブザー等により緊急事態発生を知らせる ・速やかに事態を把握し、校内放送等により、正確な情報を伝達するとともに、警察等に通報する ・管理職は、情報の集中化を図り明確な指示を行う
3	発生現場への救援活動	・危機管理マニュアル等に基づき、事態の把握、伝達、避難誘導、応急手当等の救援活動を行う ・発生場所での正確な事態を把握し、児童生徒等の安全確保に努める
4	近隣の学校等への連絡・協力	・近隣の学校等との緊急通報体制に基づき、早急かつ正確な情報の伝達に努める
5	管轄する教育委員会への連絡等	・不審者情報を直ちに連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて指示を仰ぐ等、協力を求める
6	その他の対応	・直ちに不審者侵入事案対策本部等を設置し、児童生徒等の安全確保を図るとともに、対応策について検討する ・保護者へ速やかに連絡する ・登下校の指導を行う

※不審者による学校への侵入対応については、各学校の実情に応じた校内体制を整備し、具体的な行動が分かるフローチャート等を教職員の目の届くところに掲示し周知する。

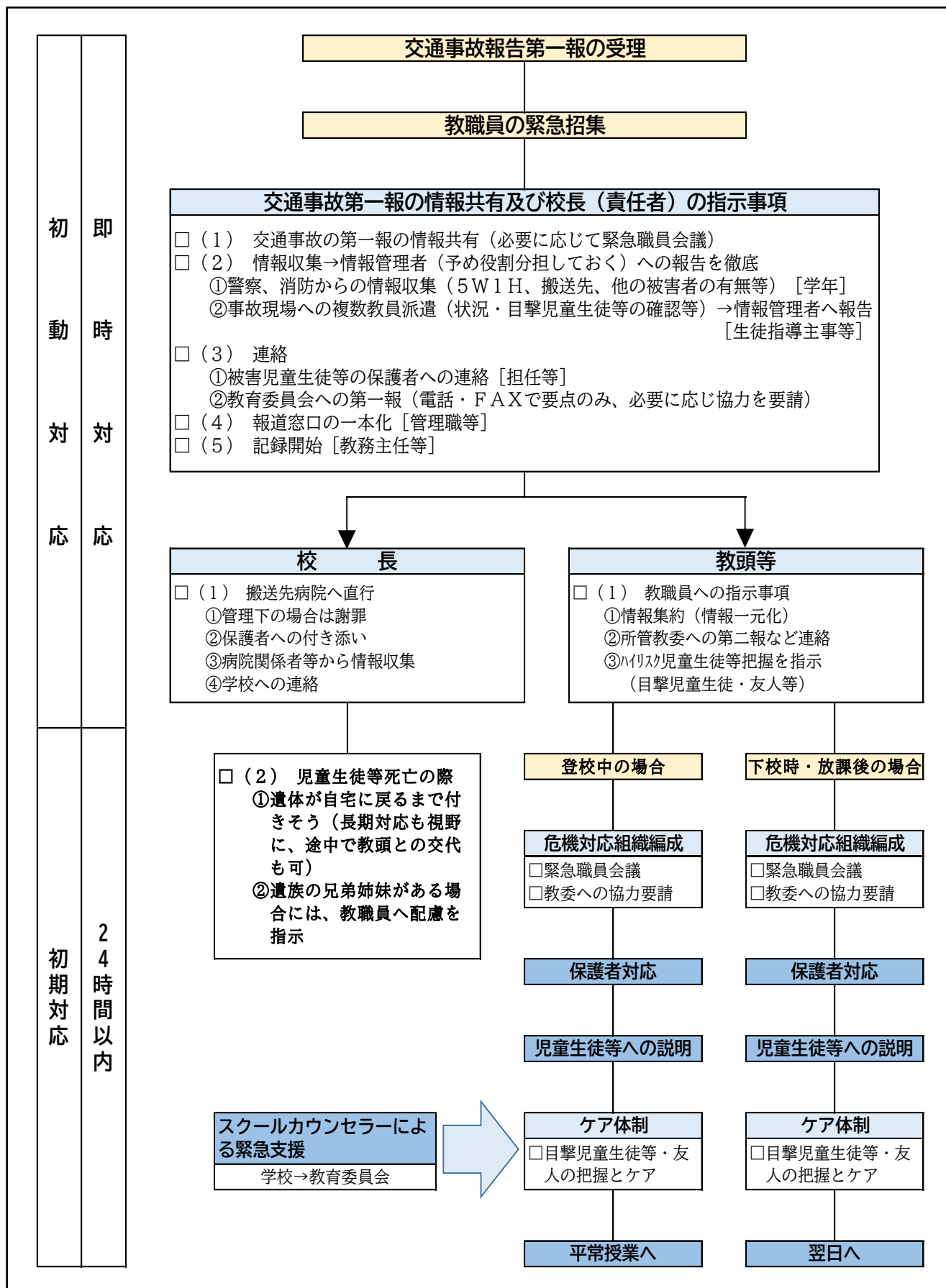
(2) 不審者事案（登下校時）



☆登下校時対応の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	緊急対応の必要性	・ 第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする
2	被害者等の安全確保	【学校の取組】 ・ 警察に通報されていない場合は、「110番」通報する ・ ボランティア等に、電話・電子メール等で支援を依頼する ・ 子ども（周辺の子も含む）や不審者の現状、対応状況等について情報を収集し、整理する ・ 不審者が近辺にいると考えられる場合には、警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る ・ 管轄する教育委員会に概要を報告するとともに、適宜報告し助言を得る ・ 負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに、「119番」通報し、応急手当を行う ・ 負傷した子どもの保護者に、負傷の状況の概要や搬送先病院名を連絡する 【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】 ・ 警察に「110番」通報するとともに学校に連絡する ・ 警察が到着するまでの間、子どもの安全確保を図る ・ 負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに「119番」通報し、応急手当を行う ・ 学校が行う緊急対応を支援する
3	不審者の確保	・ 不審者が確保されているか警察等に確認する
4	登下校の安全確保	【学校の取組】 ・ 子どもの現在の状況（登下校中・登校前・帰宅後等）を把握する ・ 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる ・ 子どもだけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校を行う ・ 警察には情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する ・ 保護者、現場や危険のある場所に近いボランティア、地域防犯関係者等に、防犯パトロールの実施を要請する ・ 教育委員会に、域内の学校に対する情報提供や警察等との連絡・調整を要請する ・ 必要に応じ教職員等による緊急防犯パトロールを実施する 【地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組】 ・ 通学路の安全点検を実施し、不審者の発見や情報収集を行う ・ 子どもの登下校時刻に合わせた防犯パトロールを実施する ・ 学校が行う緊急対応を支援する

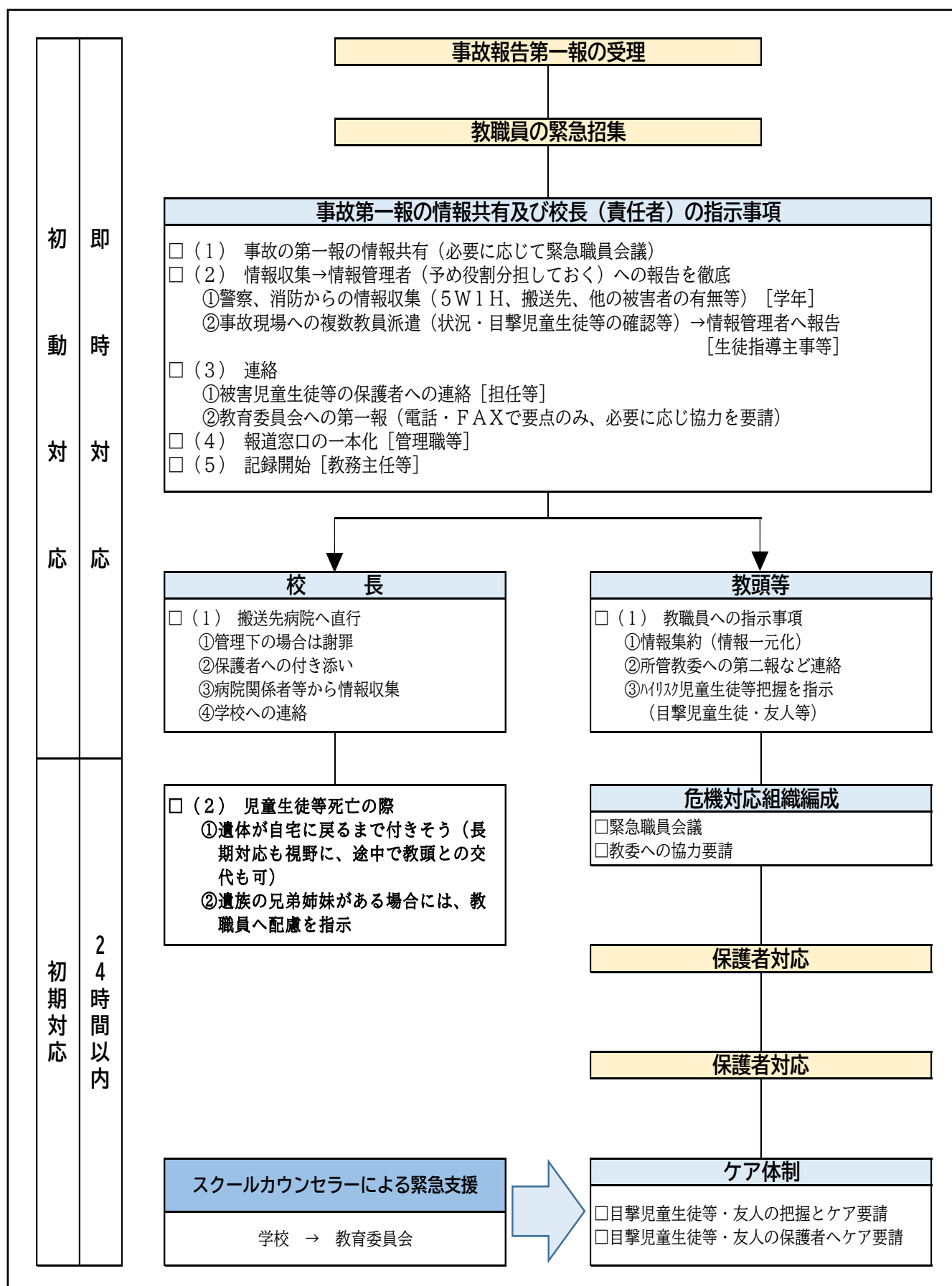
(3) 交通事故発生時



☆交通事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事実確認	・事故発生の連絡が入ったら、緊急通報の必要性の有無を判断すると同時に直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する ・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる
2	緊急通報	・警察「110番」、救急「119番」へ通報し、状況を説明する ・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う
3	保護者への連絡	・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する
4	管轄する教育委員会への連絡等	・交通事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める
5	教職員による対応	・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する
6	情報収集	・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する
7	被害児童生徒等を訪問	・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする
8	事故の概要についての把握・整理	・事故の全容等収集した情報を整理する ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う
9	状況の説明 (保護者会の開催、報道機関への情報提供)	・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う ・児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する
10	事故の再発防止対策の実施	・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する
11	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する。 ・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関等と連携しながら個別支援による心のケアに努める
12	災害共済給付等の請求	・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する

(4) 事故発生時（転落・遊具・プール・水難事故等）



☆事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	事実確認	・事故発生の連絡が入ったら、緊急通報の必要性の有無を判断すると同時に直ちに管理職へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する ・周囲に児童生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる
2	緊急通報	・警察「110番」、救急「119番」へ通報し、状況を説明する ・事故を目撃した児童生徒等へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う
3	保護者への連絡	・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する
4	管轄する教育委員会への連絡等	・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める
5	教職員による対応	・管理職は、役割分担に基づき学校の対応を指示する
6	情報収集	・警察と連携しながら、事故に至った経緯、情報を可能な限り収集する
7	被害児童生徒等を訪問	・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする
8	事故の概要についての把握・整理	・事故の全容等収集した情報を整理する ・管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う
9	状況の説明 (保護者の開催、報道機関への情報提供)	・PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者の開催等により保護者への説明を行う ・児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する
10	事故の再発防止対策の実施	・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、安全に関する指導を徹底する
11	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する ・事故を目撃した児童生徒等に対しては、関係機関等と連携しながら個別支援による心のケアに努める
12	災害共済給付等の請求	・任意または自賠責保険の請求が優先される。この請求ができない場合等は、日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する

(5) 熱中症発生時

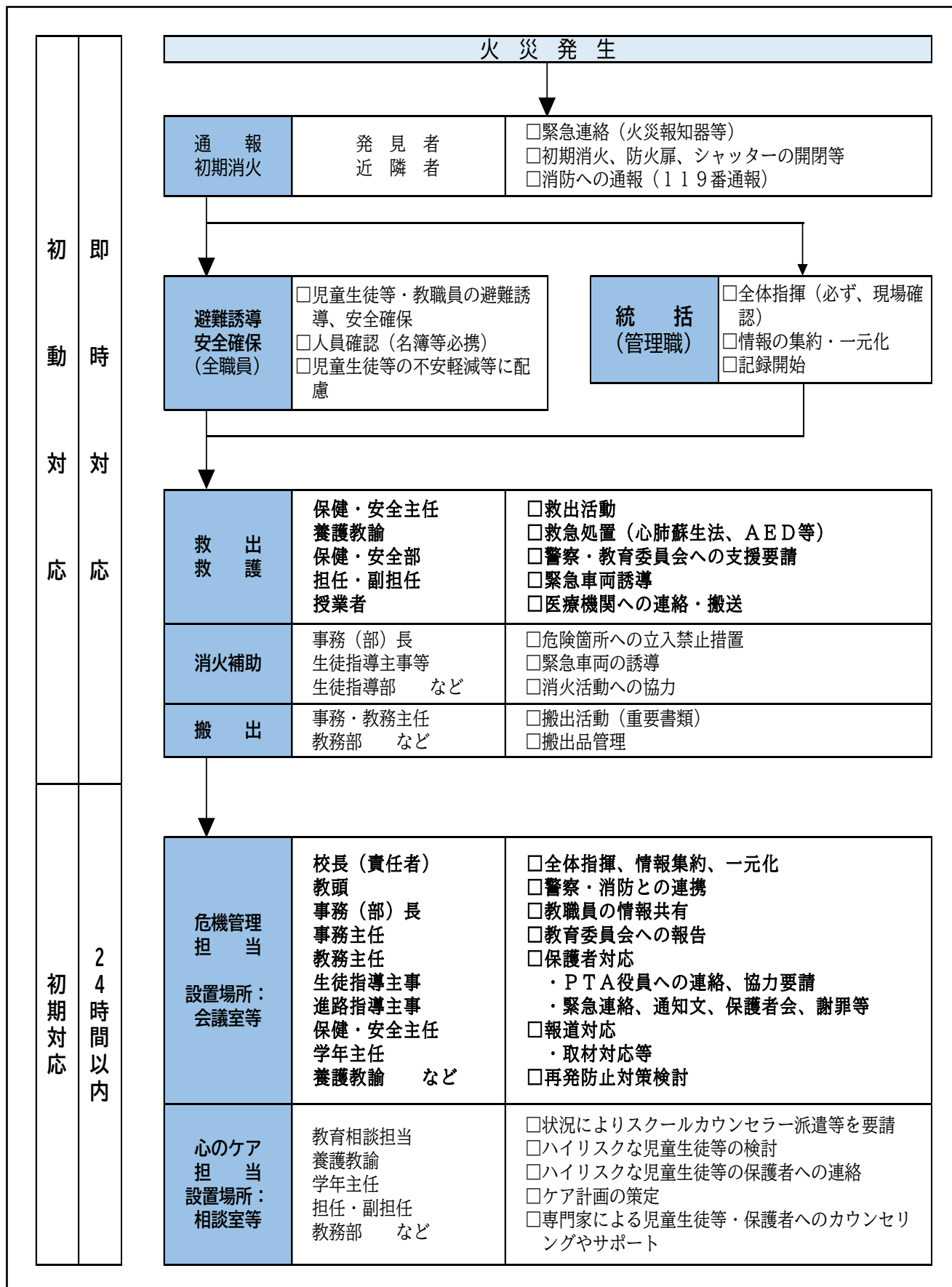
対応の流れについては、

「熱中症EAP」（本書P. 36）を参照

☆事故発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	保護者への連絡	・被害児童生徒等の保護者に状況を連絡する
2	管轄する教育委員会への連絡等	・事故について連絡するとともに、学校の対応について報告し、必要に応じて協力を求める
3	被害児童生徒等を訪問	・被害児童生徒等のいる病院または家庭を訪問し、容体・状況の把握をする
4	事故の概要把握・整理	・事故の全容等収集した情報を整理する
5	事故の再発防止対策の実施	・再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えとともに、安全に関する指導を徹底する
6	報告書の作成	・事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する ・個別支援による心のケアに努める
7	災害共済給付等の請求	・日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する

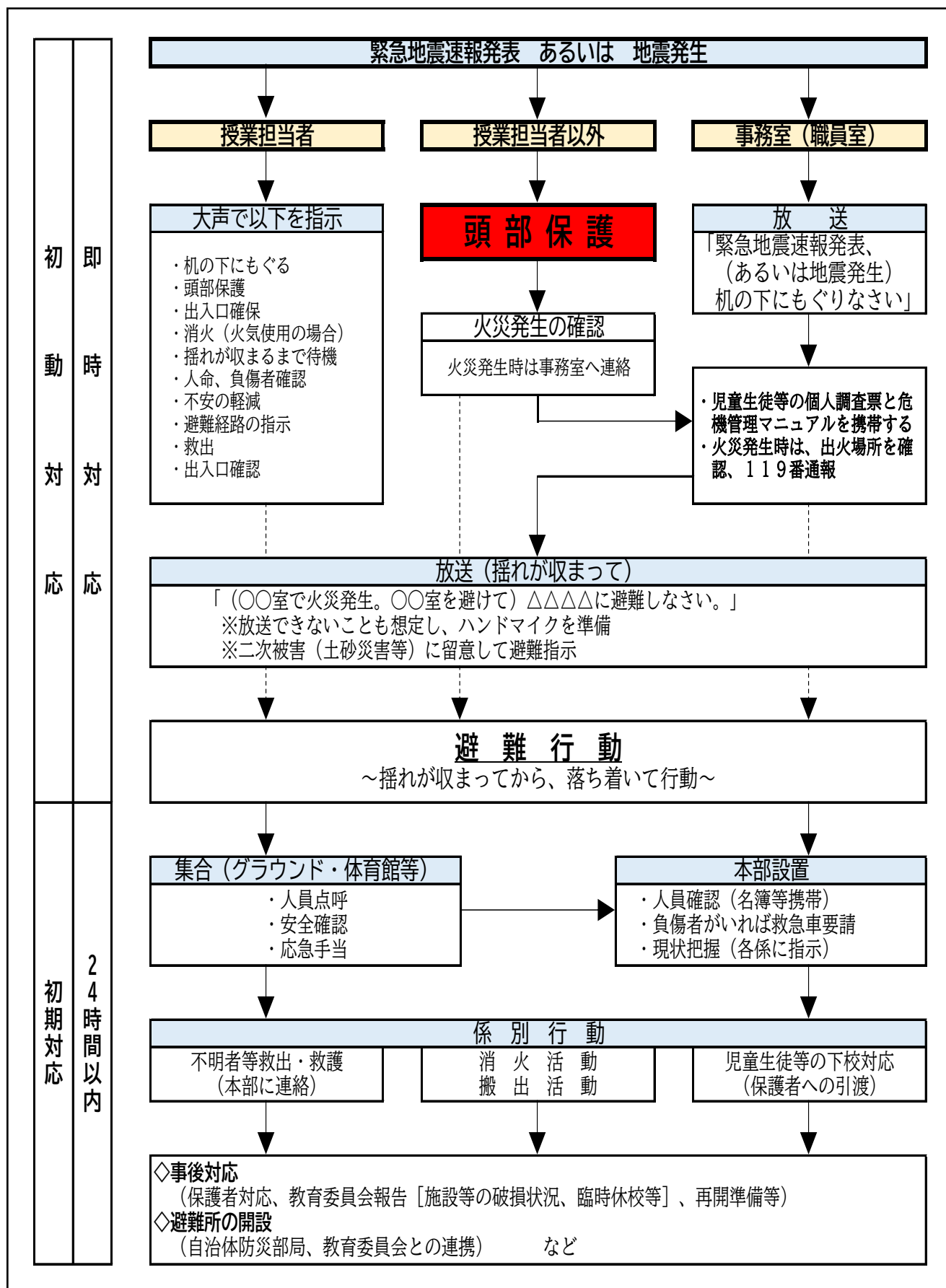
(6) 火災発生時



☆火災発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	火災発生・発見	・ 非常ベル等により火災の発生を直ちに伝えたとともに、応援を要請する
2	児童生徒等の安全確保	・ 周囲の児童生徒等を落ち着かせ、避難させる。負傷者がいる場合は、直ちに火災現場から搬出し、応急手当を行う
3	初期消火・通報	・ 火災の連絡を受けたら直ちに消防「119番」へ通報する ・ 応援要請を受けた教職員は、消火器を持ち現場へ急行し、期消火に当たる
4	避 難	・ 教職員の役割分担に基づき、安全な避難経路を確認した上で、避難・誘導及び搬出、人員確認（名簿必携）をする ・ 所在不明の児童生徒等がいる場合には、管理職の指示のもと、状況に応じて複数で搜索する
5	避難後の安全確保	・ 負傷者の確認と応急手当、警察、医療機関へ連絡する ・ 児童生徒等の不安に対処する ・ 児童生徒等を把握する（勝手な行動をさせない）
6	保護者への連絡	・ 一斉メール等により、状況を保護者へ連絡する
7	管轄する教育委員会への連絡等	・ 管理職は、教育委員会へ第一報をいれる ・ 必要に応じて教育委員会へ職員の派遣を要請するとともに、今後の対応について相談する
8	報道機関への対応	・ 窓口を一本化して対応する（管理職等）
9	対策本部の設置 情報収集 火災の概要についての把握・整理	・ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する ・ 警察、消防と連携しながら火災に至った経緯、状況を可能な限り情報収集し、整理する ・ 管理職、生徒指導主事、保健主事、学年主任、PTA役員等で今後の対応について話し合う
10	状況の説明 （保護者の開催・報道機関への情報提供）	・ PTA役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者の開催等により保護者への説明を行う ・ 児童生徒等のプライバシーの保護には十分配慮する
11	教育再開準備及び事故の再発防止対策の実施	・ 役割分担に基づき、教育再開準備、再発防止のための指導を行う
12	報告書の作成	・ 事故報告書を作成し、管轄する教育委員会へ報告する

(7) 地震発生時



☆地震発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	・ 的確に指示する（頭部の保護、机の下等への避難など児童生徒等への対応） ・ 火災等の二次災害を防止する（暖房関係管理、薬品管理、ガス管理等） ・ 負傷者を確認する
2	情報収集	・ 管理職は、状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する ・ 授業担当者は生徒の動揺を抑え、負傷の有無や負傷の程度、避難時の安全を確認する ・ 児童生徒等の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない ・ 授業担当者以外は分担して各教室等に急行し、授業担当者から状況等を聞き取り、避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する
3	避 難	・ 避難経路及び避難場所の安全確認ができた後、全校へ的確な避難指示を行う（頭部の保護、あわてない、騒がない等） ○避難訓練標語「お・は・し・も」 「お」避難の時「押さない」 「は」避難の時「走らない」 「し」避難の時「しゃべらない」 「も」現 場 に「戻らない」 ・ 役割分担に基づき行動する。（避難誘導、負傷者運搬等） ・ 児童生徒等名簿や緊急連絡網を携帯する
4	避難後の安全確保	・ 児童生徒等の安否確認及び的確な指示をする（勝手な行動をさせない） ・ 負傷者の応急手当や警察、消防、医療機関へ連絡する ・ 児童生徒等の不安に対処する
5	対策本部の設置	・ 対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する ・ 校舎の被害状況とテレビやラジオ及びインターネット等で地域における被害状況等を把握する
6	管轄する教育委員会への連絡等	・ 管理職は、教育委員会へ連絡する ・ 必要に応じて、今後の対応等について相談する
7	保護者への連絡・引き渡し	・ 児童生徒等の校舎外避難後の対応を決定する ・ 一斉メール等により、保護者へ連絡し、引き渡す

☆授業時間中の留意事項

場所	児童生徒等の行動	教職員の対応
屋内	・揺れている間は、頭部を覆ってじっと待機し、落下物や倒壊物に気を付ける ・揺れが収まると教職員の指示に従い、校舎外避難場所に移動する	・全校へ指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機） ・分散して児童生徒等の安全確保や的確な指示誘導をする ・校舎外にいる児童生徒等の人員確認や負傷者の応急手当をする
屋外	・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れ、揺れが収まるまで頭部を覆って広い場所の中央で待機する	

☆校外学習中の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	児童生徒等の安全確保	・正確な状況把握と的確な指示をする ・列車、バス等に乗車中は係員の指示に従う ・児童生徒等の不安に対処する
2	近くの避難場所への避難	・避難場所や救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に判断し、行動する
3	避難後の安全確保	・人員確認や負傷者の応急手当を行い、児童生徒等の不安に対処する ・海岸での津波、山中での崖崩れ、落石に注意する ・地元公的機関への救援を要請する
4	学校への連絡 避難後の対応決定	・学校への連絡や状況報告を行い、指示を受けて対応する ・学校から教育委員会・保護者へ連絡する ・教育委員会からの指示等により、地元公的機関へ救援を要請する

☆登下校時の留意事項

項 目		児童生徒等の行動	教職員の対応
1	児童生徒等の安全確保	・頭部を保護し、身を低くする ・車道に出ない ・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる	・校内や通学路上、避難場所の児童生徒等の安否を確認する
2	近くの避難場所への避難	・揺れが収まり次第、状況に応じて、公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する ・自宅や学校に避難することが困難な場合、教師や保護者、地域の人々が来るまで待機する	・保護者や地域と連携する ・児童生徒等の所在を確認する
3	自 宅 校	・状況に応じて対応する（学校、保護者、地域の連携）	・児童生徒等を家庭へ確実に引き渡す ・家族不在の場合は学校で保護する

(8) 台風接近、気象警報発表、竜巻・突風・急な大雨

在宅時 前日周知・メールによる緊急通報等	最新気象情報の確認									
	管理職等の緊急会議									
	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有 ☐ 基本的な対応 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ・ 台風接近 ・ 各種気象警報 </td> <td></td> <td> 各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中止</td> <td> ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td> ・ 各校で定めている時刻までに警報が解除された場合は、規定に従って登校させる。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> ☐ 台風接近等で危険な状況が予測され休校とする場合には、前日までに児童生徒等に周知する。 ☐ 自宅待機後の登校時刻等については、予め児童生徒等・保護者に周知しておく。	警報等	授業	対応	・ 台風接近 ・ 各種気象警報		各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。	中止	・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。	実施
警報等	授業	対応								
・ 台風接近 ・ 各種気象警報		各校で定めている時刻に、警報に切り替える可能性が高い気象注意報が発表中の場合、気象庁ホームページで警報・注意報（時系列表示）を確認し、警報級の現象が予想される時間帯（時系列表で赤く表示される時間帯のこと。警報はこれよりも2～6時間前に発表される場合がある。）を踏まえて授業の中止や登下校時刻の判断をする。								
	中止	・ 各校で定めている時刻までに警報が解除されない場合は休校とする。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 気象予報などにより、事前に危険な状況が予測される場合には、前日までに休校を決定し連絡する。								
	実施	・ 各校で定めている時刻までに警報が解除された場合は、規定に従って登校させる。必要に応じて児童生徒等に連絡する。 ・ 教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。								
在校時 即時対応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有 ☐ 基本的な対応 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">警報等</th> <th style="width: 10%;">授業</th> <th style="width: 70%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・ 台風接近 ・ 各種気象警報 </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td> ・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。 ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。 </td> </tr> </tbody> </table> ☐ 保護者の迎え等については、予め連絡方法や引き渡し方法を共通理解しておく。 ☐ これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情等に応じて、注意報段階での下校も検討する。	警報等	授業	対応	・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。 ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。			
	警報等	授業	対応							
・ 台風接近 ・ 各種気象警報	中止	・ 担当者は気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ・ 速やかに下校させる。必要に応じて教職員で通学路等の安全確認を行う。 ・ 児童生徒等だけでの下校が困難な場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ・ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。 ・ 下校させるより学校で待機させた方が安全であると判断される場合は、学校で待機させ、安全な状況になってから下校させる。								
留意点	☐ メールによる緊急通報システムや、学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。 ☐ 風雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険があるため、慎重に対応する。 ☐ 公共交通機関の運休等により、登校できない場合、欠席にはならないことを周知し、安全第一に行動するよう指導しておく。 ☐ 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。 ☐ 竜巻は、どこでも起こる可能性がある。「竜巻注意情報」が発表された場合、速やかに児童生徒等に知らせる。特に体育や部活動等、屋外で活動している場合には特に注意が必要である。 また、空が真っ暗になる、急に冷たい風が吹いてくる、大粒の雨が降り出す、雷が発生するなど積乱雲が近づいた場合、頑丈な建物の中に入り、ガラス窓から離れ、安全を確保する。									

(9) 風水害・土砂災害発生時

在宅時	最新気象情報の確認								
	管理職等の緊急会議								
	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有								
	☐ 基本的な対応 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 55%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 </td> <td style="text-align: center;">中止</td> <td> ・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施</td> <td> ・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。 ・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> ☐ 児童生徒等への連絡方法、登下校の安全確保、保護者への対応等については、（8）気象警報発表時の対応に準ずる。	警報等	授業	対応	・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	中止	・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。	実施	・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。 ・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。
警報等	授業	対応							
・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	中止	・土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の登校に危険が想定される場合には、休校、または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は、前日に連絡する。							
	実施	・気象警報が解除され、天候が回復した上で通学路の安全性が確保できた場合には、登校させる。 ・教職員等で、校内及び周辺の安全確認を行う。							
在校時	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有								
	☐ 基本的な対応 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">警報等</th> <th style="width: 15%;">授業</th> <th style="width: 55%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 </td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td> ・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。 ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。 ・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。 ・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。 </td> </tr> </tbody> </table>	警報等	授業	対応	・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	実施	・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。 ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。 ・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。 ・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。		
警報等	授業	対応							
・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	実施	・災害発生の危険性が高まっている際は、担当者は気象情報を定期的に確認する。 ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表され、児童生徒等の下校に危険が想定される場合は、学校待機とする。 ・但し、市町村防災部局から避難指示があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知しておく。 ・天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校させる。							
留意点	☐ 児童生徒・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、メールによる緊急通報システムや学校Webページの緊急通信欄等を整備しておく。 ☐ 災害発生時は、児童生徒等の安否確認が急務である。さらに、家族・住居の被災状況等を早急に確認し、必要に応じケア対策を講じる。								

☆突風・台風・風水害・土砂災害発生時の留意事項

項 目		留 意 事 項
1	情報収集	・テレビやラジオ及びインターネット等で気象情報を収集する ・教育委員会や防災担当課等から災害発生箇所及びその可能性のある箇所について情報を収集する ・土砂崩れ等の被害情報があれば、被害状況のわかる保護者、PTA役員、地域住民から情報を収集する ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う ・必要に応じ公共交通機関の運行状況を確認する
2	下校・待機の判断	【下校させる場合】 ・一斉メール等の連絡方法により保護者に連絡する ・経路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者の迎え等、安全な方法で下校させる 【待機させる場合】 ・家族が不在の家庭において、家屋の立地状況等により危険が予測される児童生徒等については、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等の適切な措置を講じる
3	事後の対応と措置	・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う

(10) 落雷発生時

対応ガイドライン	
事前	☐ 関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ☐ 当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ☐ 活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ☐ 前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻注意情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	①朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発表の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があつたりする場合は、直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえるときも、落雷の危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は、足を閉じてしゃがみ身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって、20分以上が経過してから屋外に出る。

学校の安全配慮義務

学校関係者は、児童生徒等が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、児童生徒等の安全確保を最優先事項として行動する。

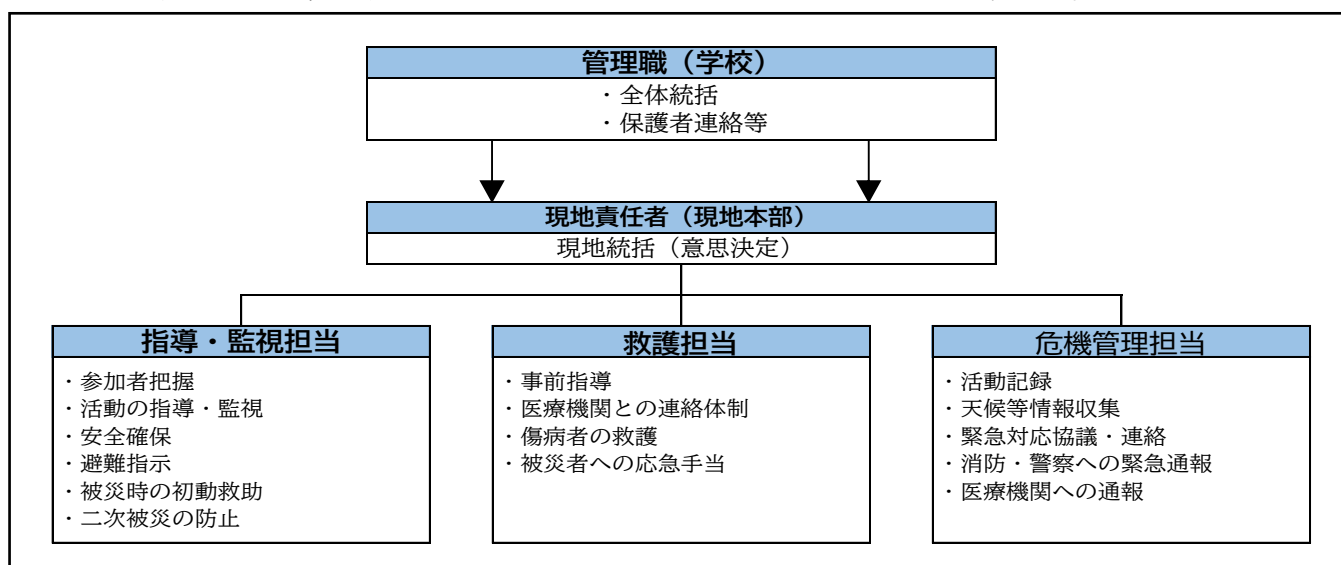
【判例：上告審判決（平成18年3月13日最高裁第二小法廷）・差戻審判決（平成20年9月17日高松高裁第4部）】

☆落雷発生時の留意事項

- ・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。避難の際は、建物の壁、車両や電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。
- ・周囲に建物等がない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
- ・高い木には落雷しやすいので、4m以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

(11) 校外活動における緊急事態発生時の対応組織

校外活動時に緊急事態が発生したときには、次のような対応組織例が考えられる。



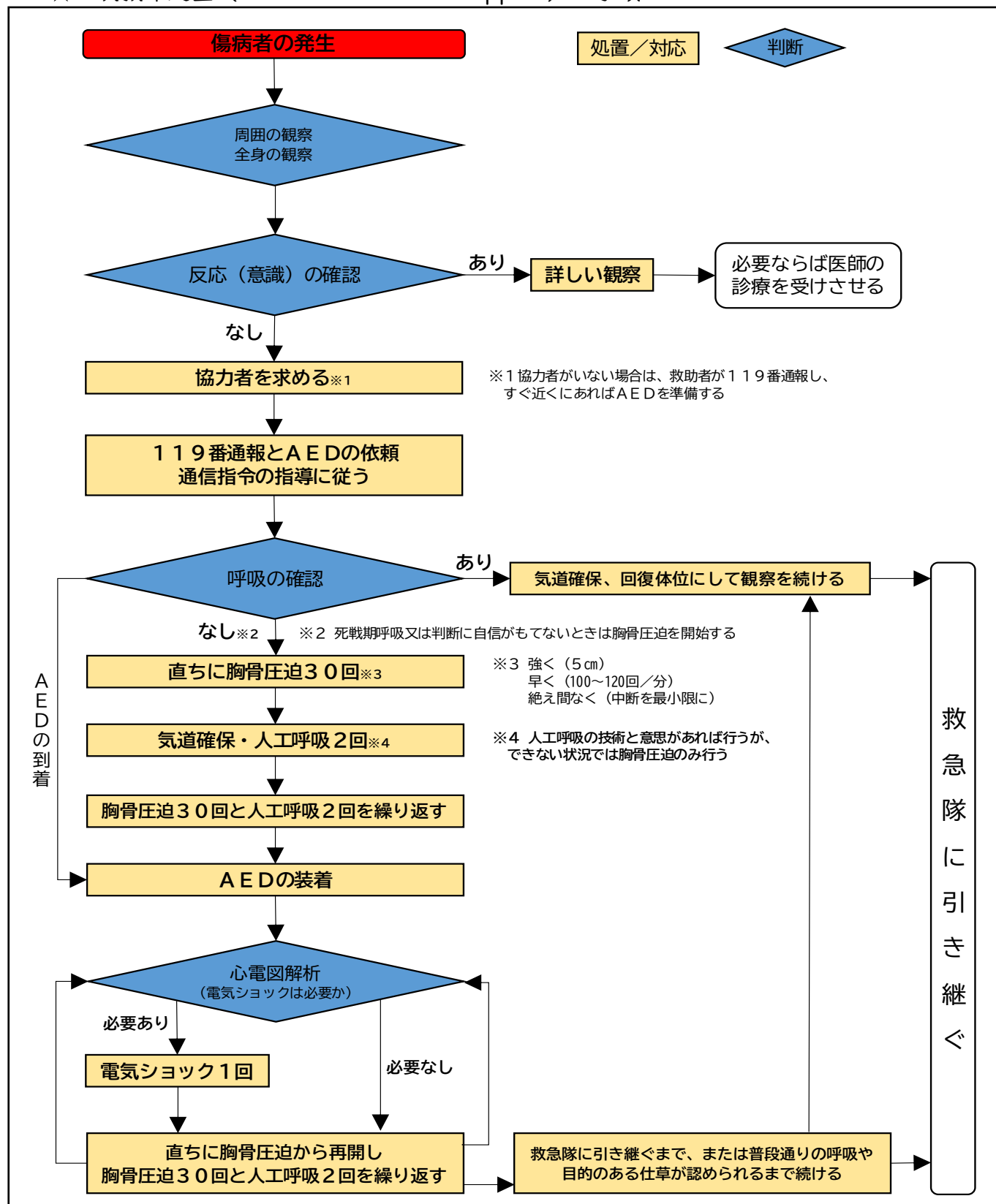
3. 救急救命体制

救急救命の手順等	1 救急時対応の理解 ☐ 既往症等により生活管理の必要な児童生徒等を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 ☐ 傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 ☐ 意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。 ☐ 心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。 2 救急対応の手順 ①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認 ・ 出血・意識・呼吸・脈拍・傷・骨折 ・ その他の症状等 ③心肺蘇生法（CPR）などの応急手当（現場で直ちに） ④AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員2人同伴する ⑧担当者を決め、詳細な記録を取る 3 緊急時、救急車要請基準の明確化 ・ 意識喪失を伴うもの ・ ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷や汗、あくび等） ・ 痙攣が持続するもの ・ 多量の出血を伴うもの ・ 骨の変化が見られるもの ・ 大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・ 広範囲の火傷等
留意点	・ 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順について明確にする。 ・ 障害のある児童生徒等や、生活管理を必要とする児童生徒等への配慮が必要である。
障害のある児童生徒等への支援	障害のある児童生徒等や、生活管理の必要な児童生徒等のプライバシー保護と、支援体制の整備が必要である。 ☐ 保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 ☐ 緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 ☐ 予め救急対応について、医師から指示を受けておく。

(1) 一次救命処置の理解

教職員は、心肺蘇生法（CPR：人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱いの技能を身に付けることが望まれる。

☆一次救命処置（BLS：Basic Life Support）の手順



(2) 多量の出血

人間の全血液量は、体重1kg当たり約0.08ℓで、一時にその3分の1以上を失うと生命に危険が及ぶ。

傷からの大出血は直ちに止血しなければならない。

(例: 体重60kgの人の場合 $60\text{kg} \times 0.08\ell = 4.8\ell$ $4.8\ell \times 1/3 = 1.6\ell$)

☆止血の方法

【直接圧迫止血】

傷口に清潔なガーゼやハンカチをあてて、手でしっかり押さえたり、包帯を少し強めに巻いて圧迫する。

【間接圧迫止血】

傷口より心臓に近い動脈(止血点)を、手や指で骨に圧迫して血液の流れを止める。

※直接圧迫止血と間接圧迫止血の併用

直接圧迫止血だけでは止まらないときには、さらに間接圧迫止血を加えて行う。

直接圧迫をすぐに行えない場合には、まず間接圧迫を行う。

【止血帯の使用】

手足の出血で、直接圧迫、間接圧迫、あるいは両者の併用でも出血がひどくて止まらない場合や、運搬するときに止血帯を用いなければ止血できない場合に限って用いる。決して安易に用いてはいけない。

止血帯はできるだけ幅5cmくらいのものを用い、傷口より3cmほど心臓に近い、健康な皮膚を残した位置で締める。

ゆっくり締めて、止血できたらそれ以上きつく締めてはいけない。止血帯をかけた場合は、かけた時刻を記録しておく。

(3) AEDの使用



Ⅲ 事後の危機管理

1. 事後評価と学校再開の準備

対応のポイント

1 安全確認の徹底

- ☐ 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。
- ☐ 確認後、早期に通常の学校教育活動に戻ることができるよう準備する。
- ☐ 危機管理担当の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜見直す。

2 事後評価

- ☐ 危機管理担当は、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生の要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。
- ☐ 事案に応じて、学校安全委員会（学校保健安全委員会）や学校評議会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する必要がある。
- ☐ 改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直す。

3 学校再開への準備

- ☐ 教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。
- ☐ 教育再開に向けた主な準備は以下である。
 - ・ 校内や通学路等の安全確保
 - ・ 衛生管理、安全点検
 - ・ 教室など学習場所の確保
 - ・ 教材、教具など学習用具の確保
 - ・ 指導体制の整備
 - ・ 実態に即した学習指導計画の作成

☆事後評価の留意点（評価の観点）

- ・ 学校安全計画や安全管理に関する計画は適切であったか
- ・ 事件・事故災害における情報収集や連絡体制、緊急体制は整えられていたか
- ・ 計画されたことが実行され、記録されていたか
- ・ 初動体制は迅速に立ち上がったか
- ・ 危機管理マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか
- ・ 関係教職員全てに業務手順や命令系統が周知され、役割・配備は適切であったか
- ・ 適切な情報分析が行われていたか
- ・ 教育委員会・関係機関等と緊密な連携ができていたか
- ・ 応急対策は適切であったか
- ・ 備品は適切であったか
- ・ 被害者へのフォローは適切に行われていたか
- ・ その他何か問題が確認されなかったか

2. 事故等発生時における心のケア

教育相談体制の確立

1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。

- ☐ 事案発生時に児童生徒等の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。
- ☐ 日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。
- ☐ 児童生徒等に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。
- ☐ 重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。
- ☐ 重大事案発生時は、状況に応じ、教育委員会に支援を要請する。

ケア会議

1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。

- ☐ ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会議に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日開催する。
- ☐ ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。
- ☐ ケア会議の主な内容
 - ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画
 - ・保護者と担任、教育相談担当との連携促進
 - ・学校医、専門医、スクールカウンセラー等への相談・連携

2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。

- ・けがや入院について
- ・事案発生現場について。（第一発見者、近くで目撃等）
- ・被害者、加害者、目撃者との関係性について
（親友、友人、部活動等で一緒 など）
- ・当事者の悩み等について
- ・事案後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象について

3 共感的理解に基づき対応する

- ☐ 日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。
- ☐ 具体的には、児童生徒等に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。
- ☐ 状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。

☆事故等発生時における心のケアの留意事項

- ・迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事件・事故災害でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ・特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻る事が大切となる。
- ・命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合等には、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。事件・事故災害の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭におく必要がある。
- ・通学通園路等を含めた学校における事件・事故災害による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。事態への対応に当たっては、児童生徒等に動揺や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方(5 W I H)については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供(発生状況、健康被害状況、病院への搬送等)が速やかに行えるようにすることが重要である。日頃から応急手当等が適切に行われるように訓練を行う等、救急体制の整備に努める。
- ・障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等の時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらない等の不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ・事故等の時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。児童生徒等の心の回復には、児童生徒等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童生徒等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

【参考】学校事故対応のポイントと取組例

1 学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）

【趣旨】

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

【指針のポイント】

1 事故発生時の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
 - ※（2 重大事故発生時の対応 （1）校内役割分担（事件・事故対策本部）の例）参照
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※1)で発生した「事故」を対象

※1) 「「災害共済給付」請求事務ガイドブック」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）参照

《事故発生直後の対応》

- 応急手当の実施、状況の把握、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施
 - ※（2 重大事故発生時の対応 （2）傷病者発生時に必要となる役割分担の例）参照

《初期対応時の対応》

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請
- 基本調査の実施
- 保護者、報道機関等への対応

《初期対応終了後の取組》

- 詳細調査の実施

3 調査の実施

[基本調査]

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。

○調査対象と調査の実施主体

【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）

【調査主体】設置者の指導・助言のもと原則学校が実施

○基本調査の実施

- ・関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り

※（2 重大事故発生時の対応 （4）個人の記録用紙（5）時系列での記録用紙の例）参照

- ・関係機関等との協力等

○基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

- ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者

に実施

[詳細調査への移行の判断]

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

[詳細調査]

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家等の外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査。

- 調査の実施主体：〈公立学校〉 特別の事情がない限り、学校の設置者
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
 - ※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関等への聴き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
 - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる（公開／非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議）
 - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報共有）
 - ：調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は（市町村立学校の場合は県教育委員会を通じて）国にも報告書を提出

5 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
 - ※（2 重大事故発生時の対応 （6）危機発生時の健康観察様式の例）参照
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
 - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣（事故対応の知見を有する県又は市町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる）

参考：「学校事故対応に関する指針【概要版】」

2 重大事故発生時の対応

(1) 校内役割分担（事件・事故対策本部）の例

役 割	主な内容	担当者		
		順位 1	順位 2	順位 3
本部（指揮命令者）	全体の状況把握と必要な指示、掌握			
聴き取り担当	教職員、児童生徒等への聴き取り			
個別担当	被害児童生徒等の保護者等、個別の窓口			
保護者担当	保護者会の開催やPTA役員との連携			
報道担当	報道への窓口			
学校安全担当	校長・教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携等			
庶務担当	事務を統括			
情報担当	情報を集約			
総務担当	学校再開を統括			
学年担当	各学年を統括			
救護担当	負傷者の実態把握、応急手当、心のケア			

※出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にするとともに、事故発生時の役割毎にも担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料2】」

(2) 傷病者発生時に必要となる役割分担の例

A E Dの手配	心肺蘇生を含む 応急手当	救急車の要請	保護者への連絡	児童生徒等の 誘導	救急車の誘導	記 録

※現場の指揮命令者は、応援のために事件・事故発生場所に到着した教職員に、上記の役割分担を指示し、対応に当たる。

救急車要請（119番通報）時の5つのポイント

1. 【火災・救急の別】「救急です。」とはっきりと伝える。
2. 【場所】所在地は、正しく、詳しく伝える。目印となるビルや公園、交差点名等も伝える。
3. 【事故等の状況】「だれが」「どうしたのか」を正確にわかりやすく伝える。
4. 【通報者の名前・連絡先】「私の名前は〇〇〇です。電話番号は△△-□□□□です。（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。）
5. 【携帯電話による通報の場合】通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場近くで安全な場所で待機しておく。（再確認する場合がある。）

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料4】」

(3) 第Ⅰ報報告様式の例

学 校 名	
被害児童生徒名前	年 組 名前 (男・女)
症 状 ・ 死 因 等	
事 故 発 生 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃
事 故 発 生 場 所	
災害発生状況 (具体的に記載)	
災害発生に対して 学校のとった措置 状況 (応急手当や医 療機関への搬送等)	
その他参考 となる事項	
連 絡 先	
報 告 者	名前

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料5】」

(4) 個人記録用紙の例

1. 被害児童生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。

(例：○日前から頭が痛いと言っていた、□日前の体育授業で頭をぶつけた等)

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員の対応等の)見たこと、聞いたことを、覚えている限り全て記載してください。

時系列(覚えていれば時刻を記入)	自分がいた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

(5) 時系列での記録用紙の例

事故発生日時： 年 月 日 ()

被害児童生徒名前： 年 組 名前 (男・女)

記録者 ()

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害児童生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する(対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。

〔記録に当たっての配慮事項〕

- 時系列で記録
- 正確な内容(事実と推察は区別しておく。不明なものには「?」を記入する。)
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料6】」

(6) 危機発生時の健康観察様式の例

年		組		名前		
(記入日：)		年	月	日	(曜日)	記入者：
調査項目・対象	日常	危機発生時				
		知的障害	自閉症	てんかん	その他	
児童生徒等の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする					
	体の痛み(頭が痛い、おなかが痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである					
	あまり話さなくなった					
	物音に敏感になる					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなる					
	発作の回数が増える					
	パニックの回数が増える					
	体重減少あるいは急激な体重増加					
その他	薬の服用ができていない					
	いつもの様子と違う(記述)					

- ①「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、当てはまる項目に○印を記入します。
「危機発生時」の欄には、危機発生後に観察し、当てはまる項目に○印を記入します。
「危機発生時」の中の「その他」の欄には、その他の疾患・障害を記入します。
※日常もこの用紙を使用する際は、「日常」の欄が、記入済みとなります。
- ②障害やてんかん等の疾患のある児童生徒等は、 の欄の項目を特に注意深く観察してください。
障害に応じて出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。また、必要な項目があれば随時追加してください。
- ④「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合には、特に注意が必要です。
- ⑤結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は、全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係職員で対応について検討します。

参考：「学校事故対応に関する指針【参考資料8】」

3 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ（文部科学省資料）

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見なおし
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事故発生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手から1週間以内を目安に

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

未然防止のための取組

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で全国の学校の設置者等に周知

※必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置（事故対応の知見を有する都道府県又は市町村の職員、学識経験者）